



「高齢者の社会参加への取組」

ア 高齢者等にパソコン操作を指導

奈良県香芝市の「パソコン・サポーターズ」は、平成10年から市立総合福祉センター内において、高齢者や障害者等にパソコンの操作を教えるボランティア団体。60歳以上の4人を含め14人がスタッフとして活動している。

キーの配置といったパソコン操作の基礎から年賀状の作成など応用的な操作まで、幅広く教えている。活動は週1回（日曜日（月3回））だが、65歳以上の高齢者や障害により身体が不自由な人であればいつでも誰でも受講できる。

シフトは決められておらず、皆、活動できる時に無理のない範囲で行っている。こうした“無理のない姿勢”が、活動が長続きしている秘訣ではないか、とスタッフは話す。

また、あるスタッフは「週に1回でもボランティア活動をして得られるものは、趣味活動で得られるものとは随分充実感が違う。また、ボランティアをしていることで他のスタッフや受講生との輪が広がるだけでなく、ボランティアをしていることを知った近所のひとからもパソコンのことで相談を持ちかけられたりして近所の輪も広がった。」と、話している。

現在は、年間延べ200人が受講している。



イ 子育て支援など19の分野でボランティア活動を展開

シルバーバンク（周望学舎年長者ボランティア銀行）は、北九州市にある「北九州市立年長者研修大学校（周望学舎）」の卒業生達で構成されるボランティア団体。「高齢者の持つ知恵や経験、技術を預託し、これを地域社会の中で各種のボランティア活動として払い出す」というコンセプトの下、多岐に渡るボランティア活動を展開している。

平均年齢は73歳だが、80代のスタッフもいる。9割近くが女性で、スタッフは、「女性は興味を持ってすぐに飛び込んでくるが、男性は相対的に腰が重い傾向がある」と話す。

シルバーバンクの下に19種類のボランティア・サークルがあり、約190名の会員が様々なボランティア活動を実施している。

活動の1つに、放課後の小学校の教室を使って「竹とんぼ作り」などの昔の遊びを子ども達に教える活動がある。あるスタッフは「子ども達に様々な遊びを教えるとともに、大人達が見守る中で子どもに遊んでもらうことで非行に走ることを防ぐ効果もある」と言う。

その他、一人暮らし高齢者に定期的に電話をかけて様子を聞く「ふれあい電話事業」や、特別養護老人ホームで話し相手を務める活動など、幅広い活動を行っている。

最近では、子育て支援に関連する依頼が増えているという。



ウ 自然体験学習を通じた子どもとの交流

岐阜県郡上市のNPO法人「メタセコイアの森の仲間たち」では、平成11年から、子どもたちが自然とふれ合う活動を通じて環境学習を進める取組を行っているNPO法人。岐阜県内の学校と連携するなどして、東海地方を中心に、年間約20,000人、約80団体に環境教育プログラムを提供・支援しており、子どもの社会性を育む上で成果をあげている。

若いスタッフとともに会社を退職した高齢者のスタッフも活躍しており、地元の高齢者に地域の昔話などの“講師”として協力してもらうことも多い。

体験活動を指導するスタッフは、若いスタッフと高齢者のスタッフがペアになって活動することが多いが、「相互に補完しあいながらそれぞれの長所をいかして活動することができる」という。あるスタッフは「子どもとの接し方は高齢者のほうが一日の長がある」と話す。様々な世代のスタッフがいることが効果をあげている。



【高齢者の社会参加への取組については、第2章第3節3(2)「社会参加活動の促進」を参照。】

4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

国民が生涯を通じて快適で充実した住生活を営めるよう、その基盤となる住宅の質的向上が求められている。また、個人のライフスタイルの変化に対応した住み替えを可能とするため、良質で豊富な住宅ストックの形成が重要となっている。

こうした考えの下、「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13年3月閣議決定。計画期間：13～17年度)においては、基本課題の一つとして、「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」を掲げている。これに基づき、高齢者等のニーズの多様性等に的確に対応し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及、社会福祉施設との併設の推進等の医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により、安定的で質の高い居住の確保を図っている。また、民間活力を活用し、高齢者が安心して居住できる住宅市場の環境整備を推進するとともに、既存の住宅ストックの活用を図りつつ、高齢者が居住しやすい住宅の効率的な供給を促進している。さらに、住宅性能水準を設け、特に高齢者等への配慮として、住宅のバリアフリー化の目標を設定している(表2-3-35)。

平成17年9月社会資本整備審議会住宅宅地分科会において取りまとめられた答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」は、これまでの住宅や住宅資金の公的直接供給を中心とする住宅政策の制度的枠組みを抜本的に見直し、市場機能やストックを重視した住宅政策への本格的転換を図っていくことが提言された。今後は、この答申を踏まえて住宅政策を展

開していく。

このため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念及び国、地方公共団体等の責務を定めるとともに、国及び都道府県による基本的な計画の策定等を内容とする「住生活基本法案」を第164回国会に提出した。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫の証券化支援事業及び融資並びに勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

高齢者世帯の増加に対応するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図っている。

また、平成15年度には、高齢者等の住宅資

産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度を創設した。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

公共賃貸住宅の供給は、民間による賃貸住宅の供給を補完するものであり、公営住宅、都市機構住宅、公社賃貸住宅等それぞれの目的に応じた住宅の供給に努めている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的に整備が行われており、平成16年度末のストックは約219万戸となっている。

都市機構住宅は、大都市地域等においてファミリー向け賃貸住宅を中心として独立行政法人都市再生機構(平成16年7月に旧都市基盤整備公団から移行)が供給しており、平成16年度末の管理戸数は約77万戸となっている。

公社賃貸住宅は、地方住宅供給公社により、地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、住宅金融公庫融資や地方公共団体融資等の資金を活用して供給されており、平成16年度末の管理戸数は約14万戸となっている。

また、既設公営住宅及び既設都市機構住宅について高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様

表2-3-35

第八期住宅建設五箇年計画の目標

- (1) 居住水準の目標
 誘導居住水準(住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針)
 平成27年度を目標に全世帯の2/3(15年:52.3%)
 平成22年度を目標に全都市圏の半数の世帯の達成
 (全都市圏のうち、達成率が最も低い関東大都市圏の場合 15年:44.2%)
 最低居住水準(健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準)
 早期解消に努める(15年:4.2%)
- (2) 住宅性能水準
 耐震性、防火性等住宅性能に係る水準を明示。特にバリアフリー化の目標を設定。
 平成27年度の住宅のバリアフリー化の目標
 「手すりの設置」、「広い廊下」、「段差の解消」を備えた住宅ストック:2割(15年:3.4%)
 居住者の個別の事情に応じたバリアフリーリフォームがなされた住宅:2割
- (3) 住環境水準
 (4) 住宅建設戸数

資料:国土交通省

の改善を推進するとともに、特に老朽化した公共賃貸住宅については、居住水準の向上等を図るため、建て替えを計画的に推進している。

(オ) 住宅市場の環境整備

ライフステージに応じた住み替えや買い換えを通じて既存住宅ストックを十二分に活用し得るような市場を整備するため、平成13年8月に策定した「住宅市場整備行動計画(アクションプログラム)」に基づき中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備に向けた施策を展開している。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

高齢者の多様な居住形態に対応した住宅供給を促進していく必要があるため、住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対して住宅建設

購入資金の割増貸付けを実施するとともに、親の住宅を子が債務者となって建設する場合等に融資を行う住まいひろがり特別融資(親族居住型)親子が債務を継承して返済する親子リレー返済(承継償還制度)を実施している。さらに、証券化ローンの対象に平成17年度より親族居住用住宅を追加した。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録された賃貸住宅(登録住宅)に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行うことにより、高齢者の居住の安定

表 2 - 3 - 36 公営住宅等の高齢者向け住宅建設戸数

年度	老人世帯向公営住宅建設戸数	公団住宅(現都市機構住宅)の優遇措置戸数			住宅金融公庫の割増貸付け戸数
		賃貸	分譲	計	
平成2年度	937	2,665	684	3,349	-
3	1,109	2,014	608	2,622	21,498
4	1,324	2,088	221	2,309	27,934
5	2,178	2,096	217	2,313	57,795
6	1,438	1,658	796	2,454	80,365
7	2,032	2,532	572	3,104	20,593
8	1,941	3,146	442	3,588	55,951
9	1,563	3,198	485	3,683	38,689
10	2,057	3,143	571	3,714	34,832
11	2,333	4,349 (946)	531	4,880	11,831
12	1,476	8,265 (2,317)	212	8,477	4,951
13	1,216	10,344 (4,963)	123	10,467	2,822
14	1,203	8,959 (4,117)	149	9,108	1,115
15	627	7,574 (3,524)	45	7,619	558
16	724	5,510 (3,353)	0	5,510	244

資料：国土交通省

(注1)平成14～16年度の老人世帯向公営住宅建設戸数については実績見込みである。

(注2)公団住宅(現都市機構住宅)の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む(空家募集分を含む)。

(注3)優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

(注4)()内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5)住宅金融公庫の割増(平成10年に制度改正)貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。

確保を図っている。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公共賃貸住宅については、高齢者のニーズに対応するため、公営住宅において、高齢者世帯を優先入居の対象とする老人世帯向公営住宅を供給している。また、60歳以上の者については単身入居を認めるとともに、高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げることが可能にしている。

都市機構住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、募集時に当選率を優遇するとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている（表2-3-36）。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、高齢者が安心して住み続けることができるよう、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化の施策を積極的に展開している（表2-3-37）。

高齢者居住法に基づき、民間土地所有者によるバリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅の供給促進を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度や、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して住宅金融公庫等の金融機関が行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を設けている。

住宅金融公庫においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工

表2-3-37

高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の概要

趣旨

・高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるような住宅の設計に関する指針を定めるもの。

主な内容

- ・玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室等是可以る限り同一階に配置
- ・住戸内の床は、原則として段差のない構造
- ・階段、浴室、便所には手すりを設置、玄関、脱衣室等には手すりの設置又は設置準備
- ・通路、出入口は、介助用車いすの使用に配慮した幅員(通路78cm以上、出入口75cm以上)
- ・階段の勾配、形状等の安全上の配慮
- ・便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

資料：国土交通省

事等を施した住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行っている。さらに、平成17年度より証券化支援事業（買取型）において、バリアフリー等の性能が特に高い住宅に金利優遇を行う優良住宅取得支援制度を設けている。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅（不良住宅密集地区の改良等による住宅）及び都市機構住宅について、段差の解消等の高齢化に対応した仕様を標準化している。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について補助の対象としている。都市機構住宅についても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた

場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活を営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。このため、福祉施策との連携を図りつつ、高齢者向けの公共賃貸住宅の整備を積極的に推進している。

シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、LSA（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行っている。平成16年度末現在、749団地、2万143戸を管理している。また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者居

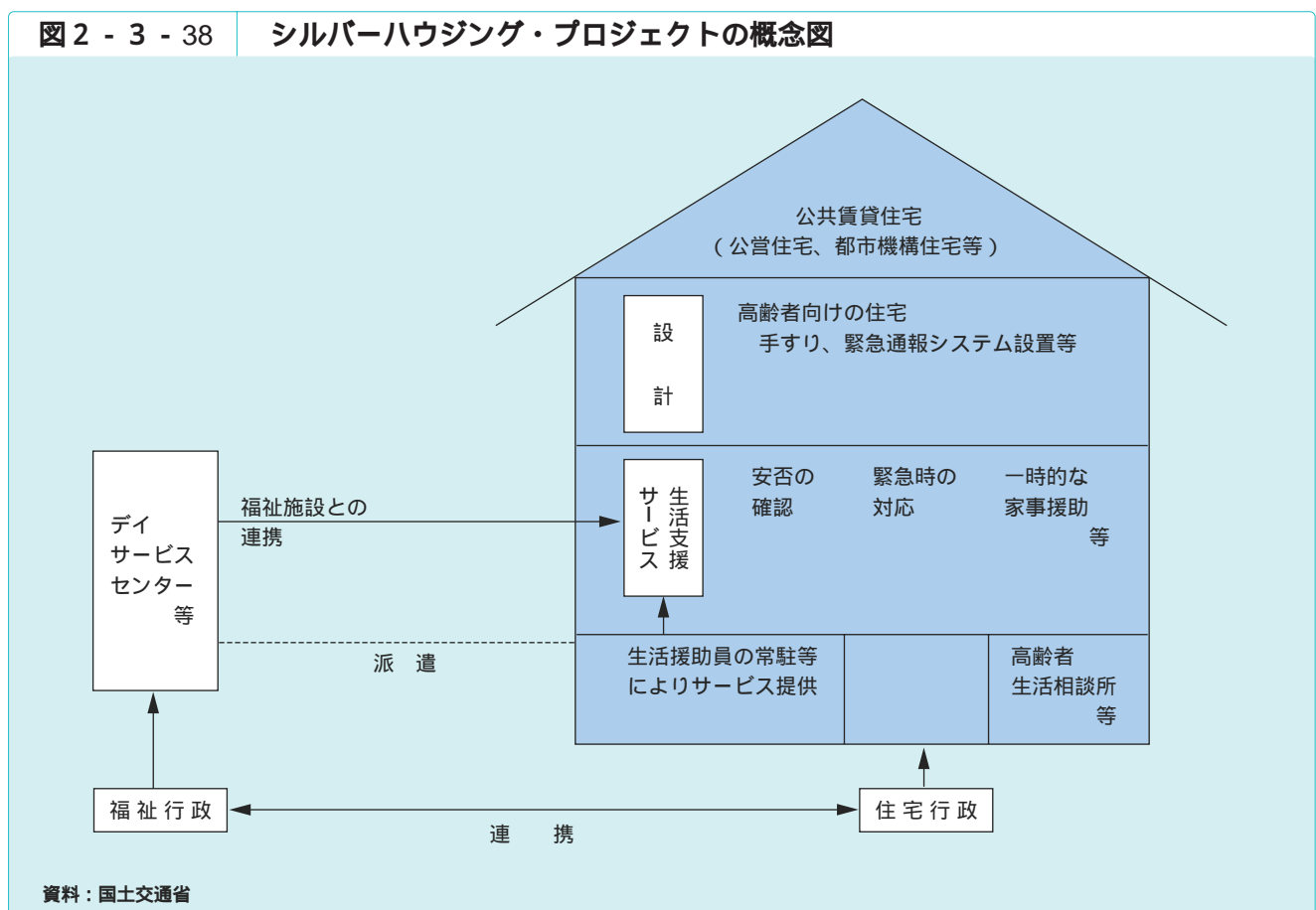
住法に基づく登録住宅についても、生活援助員の派遣に対し補助を行っている（図2-3-38）。

さらに、高齢者住宅対策など、地域特性に応じた住宅対策の目標、具体的施策の展開方針等を内容とする地方公共団体による住宅マスタープランの策定に対して補助を行っている。

（2）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活できる社会の実現に向けて、平成16年6月に決定された「バリアフリー化推進要綱」（バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）を指針として、政府一体となって社会のバリアフリー化の推進に取り組んでいる。

図2-3-38 シルバーハウジング・プロジェクトの概念図



ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備している（表2-3-39）。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

高齢者の自立と社会参加の要請に対応するため、高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるよう、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善に向けて、様々な施策を講じている。

（ア）交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。）は、交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改造及び車両等の新規導入に際し、移動円滑化基準への適合を義

務付けるとともに、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める制度を導入することを内容としている。

同法に基づき、バリアフリー化の目標や交通事業者等が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した、移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号）が策定されている。（表2-3-40）。このうち、平成16年10月に、市町村が作成する基本構想の指針となるべき事項について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について配慮されるよう基本方針を改正しその旨を明確化した。

交通バリアフリー法に基づく基本構想については、約400の市町村が作成ないしは作成を予定しており（平成17年10月末日現在）これまでに、大阪府柏原市、神奈川県小田原市、愛知県名古屋市等の197市町村（基本構想数は226）において作成されたものを受理した（17年12月末日現在）。

表2-3-39 高齢者に配慮したまちづくりの総合的な推進

事業の名称	事業の概要
健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業	高齢者が地域社会の中で安心して生活できるよう、地方公共団体が行う高齢社会に対応した地域社会の形成に関する基本計画の策定を促進する。
人にやさしいまちづくり事業	高齢者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。
バリアフリーのまちづくり事業	障害者や高齢者などの当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づき必要な既存公共施設の情報改善を実施し、併せてバリアフリー化された施設等の情報を提供することにより、すべての人々が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりの整備を図る。
共生のまちづくり推進	地方公共団体が行う、高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための取組に対し、支援を行う。

資料：厚生労働省、国土交通省、総務省

(イ) ガイドライン等の策定

公共交通機関の旅客施設、車両等について、バリアフリー化の望ましい内容を示し、交通事業者等がバリアフリー化を進める際の目安としてもらうことにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、旅客施設については、平成13年8月に策定した「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に基づきバリアフリー化を実施するとともに、本ガイドラインの検討過程において残された課題に対応するため、14年10月に「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」を策定し、同年12月には、視覚障害者誘導用ブロックに関するガイドラインを取りまとめた。

車両等については、平成12年12月に策定した「旅客船バリアフリー～設計マニュアル～」、13年3月に策定した「公共交通機関の車両に関

するモデルデザイン」、15年3月に策定した「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」、17年3月に策定した「旅客船バリアフリーハンドブック」に基づきそれぞれバリアフリー化を進めた。このうちノンステップバスについては、16年1月に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設した。また、18年3月には、「旅客船のバリアフリー化に関する事例集」を策定した。

さらに、歩行空間について、交通バリアフリー法に基づく道路の移動円滑化基準の具体的な考え方等を解説した「道路の移動円滑化整備ガイドライン（平成14年12月策定）」を踏まえ、バリアフリー化を推進している。また、重点整備地区以外の歩道においても、バリアフリーの観点を踏まえた整備を行うため、「歩道の一般的構造に関する基準」（国土交通省都市・地域整備局長、道路局長通達）を平成17年2月に改正した。

表2 - 3 - 40 交通バリアフリー法に基づく基本方針に定められたバリアフリー化の目標

バリアフリー化の目標

1 旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の原則としてすべての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、

- (1) 段差の解消
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- (3) 身体障害者用のトイレの設置等のバリアフリー化を実施する。

2 車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を達成する。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000(約30%)
乗合バス車両	約60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替 (うちノンステップバス 約12,000～15,000(20～25%))
旅客船	約1,100	約550(約50%)
航空機	約420	約180(約40%)

3 一般交通用施設

重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までに移動円滑化を実施する。

- 4 2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

資料：国家公安委員会、総務省、国土交通省

(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している(表2-3-41)。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の設置について、税制上の特例措置を講じている。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行っているほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロー

プ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じている。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現するため、低床型路面電車(LRT)の狭軌超低床化に関する技術開発を支援している。

(エ) 歩行空間の形成

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道等の整備、歩道の段差・勾配等の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、

自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入及

表2-3-41 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

(1) 旅客施設のバリアフリー化の状況(注1)

	1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設数	平成16年度末		1日当たりの平均利用者数5,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	平成16年度末 身体障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	2,758	1,343(48.7%)	2,222(80.6%)	2,631	858(32.6%)
バスターミナル	43	33(76.7%)	28(65.1%)	35	15(42.9%)
旅客船ターミナル	9	7(77.8%)	5(55.6%)	9	4(44.4%)
航空旅客ターミナル	22	7(31.8%) (100%注2)	18(81.8%)	22	16(72.7%)

(注1) 交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字。

なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5メートル以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は64.0%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は70.3%となっている。

(注2) 航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は、平成13年3月末までに100%達成されている。

(2) 車両等のバリアフリー化の状況

	車両等の総数	平成16年度末 移動円滑化基準に 適合している車両等
鉄軌道車両	51,593	14,383(27.9%)
低床バス	58,197	13,144(22.6%)
うちノンステップバス		6,974(12.0%)
旅客船	1,129	79(7.0%)
航空機	474	193(40.7%)

(注) 「移動円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動円滑化基準への適合をもって算定

(3) 福祉タクシーの導入状況

平成16年度末 7,255両

(タクシー車両総数 270,703両)

資料：国土交通省

び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供、信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備、信号灯器のLED(発光ダイオード)化を推進し、高齢歩行者等の安全の確保を図っている。

また、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備と車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策を実施している。

また、住居系地区等において、通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「暮らしのみちゾーン」を形成するため、平成17年10月までに意欲の高い52地区を登録し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施している。

さらに、積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の整備を行っている。

そのほか、最先端の情報通信技術(IT)を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進している。

(オ) 道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線(ゆずりあい車線)の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号

灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を行っている。

(カ) 交通バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、だれもが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「交通バリアフリー教室」や、ボランティアの普及促進策の検討を行うため「バリアフリーボランティアモデル事業」を実施するなどソフト面での取組を推進している。

ウ 建築物・公共施設等の改善

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)に基づき、高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、不特定多数の者又は主に高齢者等が利用する特定の建築物の一定の新築・増改築の際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している(図2-3-42)。また、優良な建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた一定の建築物については、補助制度、融資制度、税制上の特例等の支援措置を講じ、整備の促進を図っている(図2-3-43)。

さらに、ユニバーサルデザイン等の観点から配慮が望ましい事項の紹介(乳幼児連れの人への対応、災害時の避難安全確保の在り方、便所におけるオストメイト(人工肛門保持者等)対応の在り方、ホテル客室内のきめ細やかな対応